

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 施設認定、認定更新等に関する細則  
2016年10月26日制定

(目的)

第1条 本細則は、「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）施設認定および認定更新に関する規則」に基づき、施設認定および認定更新に関する事項を定め、適正な運用を行うことを目的とする。

(委員会)

第2条 施設認定および認定更新等に関する業務は、本学会の試験・認定委員会（以下「委員会」という）が行う。

(認定施設の認定条件)

第3条 教育施設認定の条件は以下のように定める。

- 1) 日本臨床神経生理学会指導医1名以上が常勤していること。
- 2) 研修に十分な施設・機器を備えていること。脳波分野では、脳波計を備えていること。筋電図・神経伝導分野では、筋電計を有していること。
- 3) 研修に十分な検査症例件数を施行していること。
  - i) 十分な検査症例件数は、脳波部門では年間脳波件数100件以上、筋電図・神経伝導部門では年間筋電図・神経伝導検査件数50件以上。
  - ii) 脳波の件数が不足の場合には、脳磁図の件数をもってこれに代えることができる。
  - iii) 筋電図・神経伝導検査件数が不足の場合には、術中モニタリングの件数をもってこれに代えることができる。
- 4) 定期的なカンファレンスを行っていること。
- 5) 脳MRI・CT等の画像診断機器がある、もしくは他施設に速やかに委託する体制が整っていることが望ましい。
- 6) 専門技術師がいることが望ましい。

第4条 準教育施設認定の条件は、以下の1)もしくは2)を満たしていなければならない。

- 1) 施設に日本臨床神経生理学会専門医1名以上が常勤していて、教育施設認定条件の2)から6)を満たし、かつ教育施設との連携を取っている。
- 2) 日本臨床神経生理学会指導医が非常勤で勤務して検査・判読を行っており、教育施設認定条件の2)から6)を満たし、かつ教育施設との連携を取っている。
- 3) 教育施設との連携とは、検査結果の解釈や判読におけるコンサルテーション・検査依頼・カンファレンス等の協力関係を指す。

(施設認定申請と認定更新申請について)

第5条 施設認定申請および認定更新の手続きについては以下のように定める。  
2. 委員会は、対象となる施設の責任者に、施設認定申請書、ないし、施設認

定更新申請書を郵送する（書式はホームページからのダウンロードも可能とする）。

3. 申請者は、日本臨床神経生理学会事務局に申請書を郵送して申請する。

4. 認定審査料は無料とする。

（認定更新の基準）

第6条 認定を更新する場合は、本細則第2条、第3条に定める教育施設ないし準教育施設の認定条件を満たしていなければならない。

（認定施設の公表）

第7条 認定施設は本学会ホームページにその所在地の都道府県と共に掲載する。

（改正）

第8条 本細則を改正するときは、試験・認定委員会の審議を得た上で、理事会の承認を要する。

（補則）

第9条 本細則の施行について必要な事項は、委員会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本細則は、2016年10月26日から施行する。